

第31回 福岡市屋外広告物審議会

令和 8年 2月 4日(水)

1. 振り返りなど
2. パブリックコメントの結果
3. 条例改正について

第30回屋外広告物審議会(R7.11.19)での主な意見

屋外広告物条例の一部改正案について

- ・条例改正にあたり、業界団体にもしっかり説明を行って欲しい
- ・条例改正後に許可を受けずに走行している車両について、市民からの通報システム等検討して欲しい
- ・無許可で走行している車両に対してどのように取り締まるのか
- ・違反車両に対する指導から罰則に至るまでの流れを詳しく教えて欲しい
- ・罰則が適用された場合の罰金の回収の方法など課題のひとつではないか
- ・何ををもって広告宣伝車とするのか(広告宣伝車の定義は何か)
- ・広告宣伝車以外の市外本拠の貨物車両等に大きな広告が掲出されるなど抜け道となるのではないか
- ・特例措置については、市長が別に認める手続きも必要になってくるということか

福岡市景観計画改定案について

- ・歴史伝統ゾーンにおける景観誘導における更新件数の目標値の定め方を教えて欲しい
- ・箱崎地区や周辺地区も含めた目標値の設定ということか

2. パブリックコメントの結果

パブリックコメントの概要

1 意見募集期間

令和7年12月23日(火) から 令和8年1月21日(水)

2 資料の閲覧・配布場所

資料は市ホームページに掲載するほか、以下の場所で閲覧・配布

- ・情報プラザ(市役所本庁舎1階)
- ・情報公開室(市役所本庁舎2階)
- ・住宅都市みどり局都市景観室(市役所本庁舎4階)
- ・各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所

3 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、オンライン回答、窓口への持参

4 意見の提出状況

- ・意見提出者数 : 23名
- ・意見の件数 : 28件

5 意見等の概要および意見への対応

原案通り: 21件、反映済み: 4件、その他: 3件

⇒ 詳細は、別紙、「市民意見等の概要と対応について」にて説明

3. 条例改正について

広告宣伝車の実態調査結果 (R7.4月から12月)

(1) 調査概要

調査地点	天神周辺 : 那の津口交差点、天神橋口交差点、渡辺通4丁目交差点 博多駅周辺 : 祇園町交差点、博多駅バスターミナル前交差点、音羽交差点
調査回数	全72回
調査時間	平日・休日の9時から21時のうち2時間

(2) 調査結果

①調査地点を通過した車両の延べ台数
615台 (走行頻度約14分に1台)

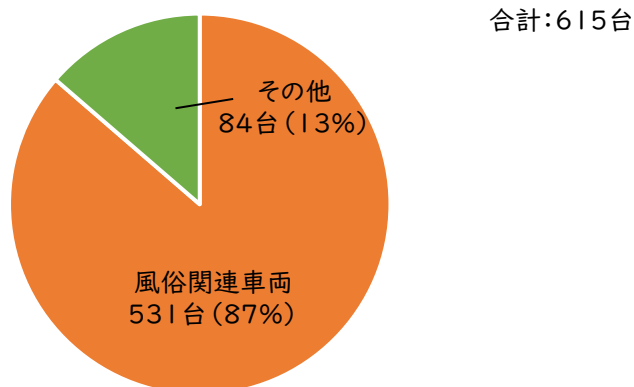
②広告の表示内容

- ・いわゆる風俗関連車両 531台 (87%)
- ・その他 (転職サイト、ゲーム関連等) 84台 (13%)

○調査地点を通過した車両の約9割が風俗関連車両

※)いわゆる風俗関連車両とは
風営法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)第2条に規定される「風俗営業」等に関する広告及び同条に規定される「風俗営業」等への求人に関する広告を掲出している車両のことをいう

《調査地点を通過した車両の延べ台数の表示内容内訳》



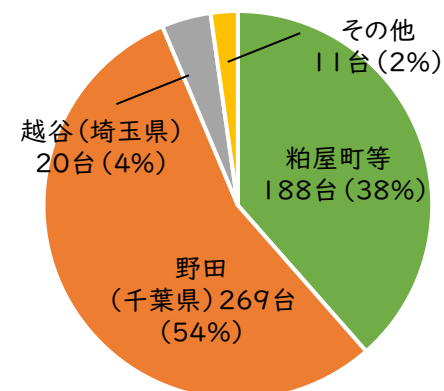
③風俗関連車両の使用の本拠の位置

- ・風俗関連車両531台の内、ナンバー判明台数は 495台
- ・ナンバーが判明した車両の使用の本拠の位置は、
福岡市内 0台
福岡市外 495台

福岡ナンバー	(本拠:粕屋町等)	188台
野田ナンバー	(本拠:千葉県)	269台
越谷ナンバー	(本拠:埼玉県)	20台
松本ナンバー	(本拠:長野県)	4台
なにわナンバー	(本拠:大阪府)	6台
名古屋ナンバー	(本拠:愛知県)	1台
調査中		7台

○風俗関連車両のすべてが、本市条例に基づく許可手続きの対象外の車両(本拠が福岡市外)であることが判明

《風俗関連車両の使用の本拠(ナンバー判明分)》



④その他

- ・音を発していた車両は、調査地点を通過した車両の延べ台数615台のうち369台(60%)。そのほとんどが風俗関連車両
- ・天神地区と博多駅周辺地区を同一の風俗関連車両が周回

3. 条例改正について

福岡市屋外広告物条例の改正概要

1 改正理由

広告宣伝用自動車（車検証の「車体の形状」に「放送宣伝」と記載されている自動車。以下、「広告宣伝車」という。）について、市の良好な景観を形成するため、自動車の外面を利用する広告物又は掲出物件について、面積の制限を行う等の必要があるため、福岡市屋外広告物条例の一部を改正するもの。

2 改正概要

(1) 許可手続きが必要となる車両の対象拡大（市内本拠に加え、市内を走行するすべての広告宣伝用自動車）

第6条の適用除外について、道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車で、当該登録にかかる使用の本拠の位置が市域にないものについて適用除外する際に、広告宣伝用自動車については含まないものとする。

(2) 車体利用広告物に対する面積制限の追加

第9条の規格の設定について、自動車の外面を利用して表示する広告物又は掲出物件についての面積を、市長が別に認める場合を除き、20平方メートル以内とする。

3 公布、施行期日

令和8年 4月1日 公布

令和8年10月1日 施行

4 その他

条例改正にあわせて、車体利用広告物の規格基準改正部分についての告示を行う。

3. 条例改正について

福岡市屋外広告物条例の改正概要

4 改正条文

(適用除外)

第6条2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び前条の規定は、適用しない。

(1)～(4)略

(5)道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が市域に存しないもの(広告宣伝車(自動車検査証に車体の形状(道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第7号に規定する車体の形状を言う。)として放送宣伝と記載されている自動車を言う。)を除く。)の外面を利用する広告物又はこれの掲出物件

(規格の設定)

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件について、市長がその表示又は設置の位置、形状、規格、色調等について規格を設けたときは、当該規格によらなければならない。

(1)～(8)略

2 自動車の外面を利用する広告物又は掲出物件については、前項に規定する規格によるほか、一車両に表示し、又は設置する面積の合計は20平方メートル以内とする。ただし、市の良好な景観の形成に資する者として市長が認める者が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件にあつては、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

5 改正告示

電車又は自動車の外面を利用するもの(祭礼等にするものを除く)

(1) 次のものは表示、設置しないこと

①発光可変表示式広告物

②前号に掲げるもののほか、発光、蛍光又は反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるもの

(2) 自動車の外面を利用する場合(祭礼等にするものを除く)

①窓面を利用する場合は、側部及び後部のみとし、表示面積はそれぞれの窓面面積の30パーセント以内とする。

②広告の色彩、意匠等は、都市の景観と調和のとれたものとする。

③条例第9条第2項ただし書きの規定を適用して許可を受けようとするときは、あらかじめ、市長が別に定める手続きを経るものとする

3. 条例改正について

特例措置に係るガイドライン(案)

- 条例第9条第2項第2号ただし書きの規定を適用して許可を受けようとする者は、ガイドライン2の(1)に沿った内容を盛り込んだ協定を市と締結することとする。
- 協定締結後に提出された意匠については、「福岡市車体利用広告物デザイン審査委員会」にて審査を行い、その結果を基に掲出の可否について、福岡市において判断するものとする。

福岡市車体利用広告の特例許可に関するガイドライン

1 本ガイドラインの趣旨

福岡市では、良好な景観の形成を図るため、その区域や、方針等を福岡市景観計画として定めており、市民・事業者・行政などの各主体が、景観まちづくりに取り組むための基本的な事項を示している。

本ガイドラインは、福岡市屋外広告物条例第9条第2項ただし書きにより認める(以下、特例許可という)者について、福岡市景観計画に基づく、良好な景観形成等への取組み等について一定の指針を示すとともに、特例許可に関する審査に際しての指針とするものである。

2 特例許可に関する手続き等について

(1) 特例許可の申請に当たっては、以下の点について盛り込んだ市との協定を締結すること。

- ①福岡市の良好な景観形成等に向けた取組みを実施すること。
- ②市の魅力向上につながるデザインを目指し、自主的な審査により、色彩、意匠等が都市の景観と調和のとれた広告物となるようその担保に努めること。
- ③特例許可を受けることにより掲出する屋外広告物によって得られる収入のうち一部の額が、福岡市の良好な景観形成のための寄付に充てられること。
- ④協議窓口を設け、市からの協議に真摯に応じること。

(2) (1)の協定を締結した者により特例許可申請がなされた車体利用広告物について、特例許可を行うことが可能な意匠かどうかは、有識者で構成される『福岡市車体利用広告物デザイン審査委員会』にて審査を行い、その結果を基に福岡市において判断するものとする。

3. 条例改正について

福岡市屋外広告物条例(章・条項構成)

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 広告物のあり方
- 第2条の2 定義
- 第2条の3 市の責務
- 第2条の4 広告主等の責務
- 第2条の5 市民の責務

第2章 広告物等の制限

- 第3条 禁止地域等
- 第4条 禁止物件
- 第5条 許可
- 第6条 適用除外
- 第7条 経過措置
- 第8条 禁止広告物等
- 第9条 規格の設定
- 第9条の2 広告物協定
- 第10条 許可期間及び条件
- 第11条 変更等の許可
- 第12条 はり紙等の表示
- 第13条 管理義務
- 第13条の2 屋外広告物管理者の設置
- 第14条 除却義務
- 第15条 許可の取り消し

第3章 監督処分等

- 第16条 違反に対する措置
- 第17条 広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項
- 第18条 広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法
- 第19条 広告物又は掲出物件の価額の評価の方法
- 第20条 保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続
- 第21条 公示の日から売却可能となるまでの期間
- 第22条 立入検査等
- 第23条 処分手続き等の効力の承継
- 第24条 告示

第4章 屋外広告業

- 第25条 屋外広告業の登録
- 第26条 登録の申請
- 第27条 登録の実施
- 第28条 登録の拒否
- 第29条 登録事項の変更の届出
- 第30条 屋外広告業者登録簿の閲覧
- 第31条 廃業等の届出
- 第32条 登録の抹消
- 第33条 講習会
- 第34条 業務主任者の設置
- 第35条 標識の刑事
- 第36条 帳簿の備付け等
- 第37条 屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告
- 第38条 登録の取消し等
- 第39条 監督処分簿の備付け等
- 第40条 立入検査等

第5章 屋外広告物審議会

- 第41条、第42条 屋外広告物審議会

第6章 雑則

- 第43条 手数料
- 第43条の2 公表
- 第44条 委任
- 第45条 適用上の注意

第7章 罰則

- 第46条、第47条 罰則
- 第48条 両罰規定
- 第49条 過料

附則